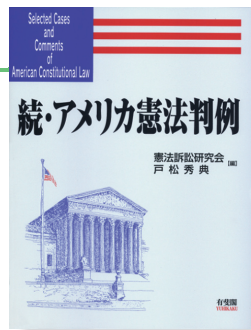


続・アメリカ憲法判例

憲法訴訟研究会 = 戸松秀典 編

2014年9月刊 / 558頁 / 本体6200円+税
B5変型判 / 並製



Book Information

編集
担当者
から

本書はアメリカの憲法判例のうち、学習・研究に役立つ58件を紹介した判例集です。1998年に刊行された『アメリカ憲法判例』の続刊として、「ジュリスト」に掲載された憲法訴訟研究会の判例研究に、新たな判例や議論を盛り込んで1冊にまとめました。

掲載の判例は、ほぼ全てが9人の裁判官の間で意見が分かれ、さまざまな主張がなされているものです。慣れない専門用語が飛び交う外国法の判例集ですから、事案の概要と判旨の分量をとくに厚くして、理解しやすいように工夫しています。

アメリカの、しかも判例なんて自分の勉強に関係ない？ いえいえ、それは誤解です。

法律を学んでいると、条文に書いてあることや、国の組織、教科書の内容はほとんど、悩むまでもなく当然のこのように考えてしまうもの。大麻は犯罪、高裁の上は最高裁、そんなの当たり前。でも本当は、それらが「この国の」法律や組織であって、世界中には全く違うルールの下に回っている社会があることを忘れていませんか？

アメリカの憲法判例から、その法と社会を知ること、鏡のように、私たちの法と社会がどのようなものか、気付くことができるかもしれません。ぜひ一度触れてみてください。(清田)

Point!



判例の事案の概要・判旨・研究が詳しくまとめられていて、わかりやすい!

48 テロとの戦争——法律上の理論と実務の関係について

Hamdan v. Rumsfeld, 548 U.S. 557 (2006)

戸松秀典

○ 事案の概要

2001年9月11日のアルカイダのテロリスト機撃を「討伐」、是認し、かりか、また、援助したと大統領が認定した国、組織、または人に対して、あらゆる必要かつ適切な武力を使用する権利を認める議会の上下両院合同決議 (Authorization for Use of Military Force (AUMF)) に従って、合衆国軍隊はアフガニスタに侵入した。2001年の戦闘行為中に、武装部隊がエマード・ハムダンに拘束し、合衆国軍隊に引き渡した。合衆国軍隊は、2002年にキューバのグantanamo湾の収容所以後の身柄を移送した。1年後に、大統領は、その時点で特定されていない犯罪にかけられる軍事委員会による裁判にかけられるのが適当だとした。その1年後に、彼は、「軍事委員会による裁判を受けるにふさわしい犯罪を……行おうとする」共謀罪を理由に認定された。人身保護および事務執行の請求を拒否する考えにおいて、ハムダンは、次の理由をあげて、軍事委員会が彼を執行する権限を有していないと主張した。すなわち、①議会の制定法も、戦争に関するモントローも、共謀罪を理由とする軍事委員会裁判

を容認せず、その共謀罪は、戦争に関する法の違反に当たらない。②彼を裁判にかけられる採用された手続は、被訴者は自己に対する証拠を見聞することが認められなければならないとの原則をはもどす。軍法および国際法の基本教義に反するものである。

○ 判旨

① 下級裁判判決
地区裁判所は、人身保護の請求を認め、軍事委員会の手続きを停止するとともに、大統領の軍事委員会を設立する権限は、憲法第2条もとの委員会による裁判が可能な被告人または犯罪に対してのみ及ぶと結論した。すなわち、ハムダンは、ジュネーブ条約のもとで、捕縛できないと規定されるまでは、同条約の完全な保護を受ける資格がある。さらに、ハムダンが捕縛されると直ちに認定されるか否かに関係なく、彼を裁判するため召集された委員会は、被訴者が全く見聞していない証拠に基づいて有罪とする権限も持っているが故に、軍事裁判第一法典 (CMR) および、第3ジュネーブ条約の4条に違反して設けられたものだと判決した。同

特別区控訴裁判所は、これを取消した。同

裁判所は、ハムダンの異議申立てを取り上げないようにとの政府 (00) 側の要請には応じなかったもの (Schlesinger v. Councilman, 430 U.S. 738 (1978))。本実で、ジュネーブ条約が司法上執行可能ではないから、ハムダンは、救済を求める適格性に欠けると判決した。同裁判所は、また、Ex parte Quirin 判決 (317 U.S. 1 (1942)) が、軍事委員会の管轄権に対する権力が立法議の承認を要しないこと、および、委員会でのハムダンの裁判がCMRも、ジュネーブ条約を実効化する軍法規則にも違反しないことを示した。

② 連邦最高裁判所判決

破棄差戻し 5:3 (スティーヴンス、ブライヤー、ケネディ、スouter、ギンズバーグ、スカリア、トマス、アリト (ロバーツは不参加))

(1) 法廷意見 (スティーヴンス裁判官執筆)

(A) 拘束差戻法 (DTA) は、最高裁判所の管轄権を奪っていない。2005年の拘束差戻法 (DTA) に基づく裁判の拒否を求める主張は、容認できない。DTA §1005 (e) (1) は、次のように規定する。「いかなる裁判所も、グantanamoに……拘束されている外国人……により提起された人身保護の請求について……審問し、判断する管轄権を有しない」と §1005 (h) (2) において、§1005 (e) (2) および (3) ——これは、特別区控訴裁判所に、裁判員の地位についての審査委員会 (CSRT) および軍事委員会をそれらについての最終決定について審査する「法律」管轄権を有する規定である——は、DTA が効力を有した時に、「その審問が係属中の軍事手続について決定を中立てる」と規定している。§1005 (e) (1) および §1005 (h) が下級裁判の判決を審査する出

最高裁判所の管轄権を奪うものだとする国庫の主張は、実定法解釈の通常原則に反して斥けられる。ハムダンの事案は、DTA が成立した時点ですでに裁判所に係属中であった。§1005 (e) (1) と §1005 (h) (2) の範囲内に誤差が認められることから、消極的結論が導かれるといえる。

(B) 司法裁判権の回復は、適切でない。国庫は、Councilman 判決に照らして、回復が適当であると主張するが、指導的でない。同判決は、乳鉄の用として、連邦裁判所は、軍人に対して係属している軍法会議に介入することを通常は控えるべきであると結論したものである。Councilman 判決が認定した法廷裁判のうちどれについても、次にあげるように、本件の回避を重視するようはたらくことにならない。

第一に、軍の司法制度が、通常裁判所による通常の介入なしで作用するから、軍事上の規律および命令指揮の効果を維持しとりもつともよく機能すると主張は、ハムダンが軍人ではないから、不適当である。第二に、連邦裁判所は、連邦裁判所が「軍事裁判所と審判手続とを統合した制度」を創設したとき打ち出したバランスを尊重すべきという見解を出しているが、ハムダンを裁判したため創設された法廷は、そうした統合された制度の一部ではないのであるから、その見解は、前が適さない。

また、本件にともなう関連する先例は、Councilman 判決よりも Ex parte Quirin 判決の方であるが、そこでは、最高裁判所は、連邦の軍事手続についての判定を中立てており回復するどころか、その審査を手早く処理した。